

保険・年金 フォーカス

EIOPA のソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP に対する反応 — 欧州保険業界団体等からの意見 —

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II に関しては、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA（欧州保険年金監督局）に対して、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138/EC2（ソルベンシー II）のレビューに関する助言要請¹を行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー（以下、「今回の CP」という）を公表²した。

これまで [16 回のレポート](#)で、今回の CP の具体的内容について報告してきた。

今回の CP に対しての関係者からのフィードバックの締切りは 2020 年 1 月 15 日となっていたが、欧州の保険業界団体である Insurance Europe（保険ヨーロッパ）はこれに関連して、欧州委員会に意見提出を行い、さらには、欧州保険会社の CFO 及び CRO の集まりである CFO Forum 及び CRO Forum と共同で、1 月 15 日に今回の CP に対する意見を提出³している。

今回のレポートでは、これらの概要について報告する。

2—Insurance Europe による欧州委員会に対する意見公表の内容

まずはここでは、ソルベンシー II レビューの助言草案に対する意見公表に関連して、Insurance

¹ https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf

² EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>
協議ペーパー

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf

³ <https://www.insuranceeurope.eu/solvency-ii-review-eiopa-draft-advice-must-focus-far-more-areas-mandated-ec>
<https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Response%20to%20consultation%20on%20EIOPA%E2%80%99s%20second%20set%20of%20advice%20to%20EC%20on%20Solvency%20II%20review.pdf>

Europe (保険ヨーロッパ) が1月16日に行った欧州委員会への政策提案等に関する意見公表⁴の内容を報告する。

この「EIOPA ソルベンシー II レビューの助言草案は、欧州に対する EC の野心を助けるのではなく、妨げる」とのタイトルで公表された資料の中で、Insurance Europe は「欧州への野望」として、新しい欧州委員会の主要な目的のいくつかを反映する以下の4つのトピックに関する政策提案を提示している(これらの4つのトピックに関するペーパーが公表されているが、ここでは触れない)。

- ・より環境に優しく、より持続可能な欧州を作る。
- ・高齢化社会の課題に対応する。
- ・持続可能な EU 経済成長のために資金調達する。
- ・グローバルに競争力のある EU (再) 保険業界を維持する。

これとの関連で、「2020年のソルベンシー II のレビュー(保険会社を管理する規制の枠組み)は、保険会社が欧州委員会の多くの政策目標をさらに支えることを可能にする重要な改善を行う機会を提供する。」として、「ソルベンシー II は、世界で最も洗練された保険規制制度である。欧州の保険会社は、そのリスクベースの性質、高いガバナンス基準、リスク管理、報告、及びその保証する消費者保護を高く評価している。ただし、あらゆる大規模な規制項目と同様に、2020年のレビューの結果として、焦点を絞った変更を通じて対処する必要があるいくつかの重要な問題がある。」としている。

これを受けて、以下の意見を述べている。

- ・例えば、ソルベンシー II は現在、保険会社の長期的なビジネスモデルによってもたらされるメリットを適切に測定していない。これにより、負債、投資リスク、ボラティリティが過大評価され、その結果、すでに全体的な資本要件が過剰になっている。
- ・ただし、EIOPA は、2020年のレビューに関する助言草案に関する協議において、非常に多くのアイデアや提案を盛り込んでおり、その一部は実際には欧州委員会の目的に反するものだった。
- ・例えば、EIOPA の協議には、長期契約の必要資本を減らすのではなく増やすことになる提案が含まれているため、EU の最大の機関投資家である保険業界が長期投資を行うことはさらに高価で困難になる。
- ・これは、保証された年金と貯蓄商品に悪影響を及ぼす。また、欧州が必要とする持続可能な変革と成長への資金提供を支援する保険会社の能力を不必要に抑制し、欧州がグローバル市場で競争力を維持することをより困難にする。
- ・したがって、欧州委員会がその政策目標を達成するのを支援する保険会社の能力を実際に制限するものを含め、大幅な変更を行う代わりに、ソルベンシー II に焦点を当てた改善を行い、不要な負担と障壁を減らす必要がある。これにより、保険会社は顧客を保護し、欧州経済の安定と成長に貢献するという役割を維持し、成長させることができる。

3—Insurance Europe、CFO Forum 及び CRO Forum の意見の全体概要

ここでは、Insurance Europe、CFO Forum 及び CRO Forum の3者の共同意見の全体概要について

⁴ <https://www.insuranceeurope.eu/eiopa-draft-solvency-ii-review-advice-would-hinder-not-help-ec-ambitions-europe>

て報告する。

1 | 全体的な評価

全体的な評価として、以下の通り述べている。

「業界は、ソルベンシー II 2020 レビューのための EIOPA の提案草案に失望している。EIOPA は、非常に多くの変更を伴う枠組みの大幅な見直しを提案している。120 を超える改革案（そして新ガイドラインのための関連提案）は、進化というよりは革命に近いものであり、全体として、資本要件、保険会社の業務負担、監督当局の新たな権限の大幅な増加をもたらす。これらの変更が、重要かつ効果的な慎重なベネフィットをもたらすという強力な証拠はない。このような結果は、実際には、枠組みの改善よりむしろ悪化を反映している。」

また、

「近年の適用は、ソルベンシー II がその全体的な目的を達成し、多くの点で十分に機能していることを示しているが、焦点を絞った変更の限定されたセットを必要とする。したがって、見直しは、対処すべき既知の重要な問題がある、①長期契約の取扱い、②比例性と報告、の分野に焦点を当てるべきである。」

と述べている。

2 | 適当な結果に焦点を絞ったレビューの必要性

具体的に、以下の意見を述べている。

- EIOPA は、テクニカルアドバイザーとしての能力において客観的である必要があり、資本の解放につながる可能性のあるオプションを含め、正当な場合にはこれらを推奨する必要がある。例えば、リスクマージンのレベルとボラティリティの低下、VA（ボラティリティ調整）の改善、動的 VA の標準式ユーザーへの拡張、株式リスク、スプレッドリスク、資産リスク、解約リスクなど、標準式の他の要素が含まれる。
- EIOPA は主に解決策を提供し、マクロプルーフデンス監督の分野における LLP（最終流動性点）や独自の提案の多様なオプションではなく、安定した LLP の基準など、EC から明示的に要求された領域に必要な努力を払う必要がある。さらに作業が必要なもう 1 つの例は、EIOPA 自体に欠陥があり、改善が必要であると認識されている標準式での非比例再保険の取扱いと、新しい長期株式カテゴリの改善である。
- EIOPA は実用的なアプローチを採用し、実際にはまったく機能しないか、それらを実装する負担が正当化されない、純粋に理論的な懸念に基づく提案を避ける必要がある。1 つの明確な例は、グループ監督の領域である。32 の提案された変更は、主に理論的な懸念に基づいて、明確なグローバルな目標なしに提案され、実際には重大な課題や追加コストを生み出す可能性がある（業界は、詳細な対応におけるそのような課題のいくつかの例を提供している）。
- 同様に、EIOPA は新しい NSA（各国監督当局）の権限の構築について、これが必要であるという明確な証拠や、既存の権限が十分でないという理由なしには、回避する必要がある。また、EIOPA は、枠組みの主要な要素を無視する孤立した計算に基づいて「シャドー」ソルベンシー II 制度を構築すべきでない。明確な例は、例えば、VA や MA（マッチング調整）が存在せず、UFR（終局フ

ワードレート)が100bps削減され、ユーロのLLPは50年という、理論上の仮定に基づく「シャドー」SCRの作成である。ソルベンシーIIは、間に介入のラダーを備えた早期介入ポイントを作成するために、最低資本要件(MCR)とそれよりも非常に保守的なSCRで設計された。SCRが破られる前に新しい介入権限を導入すると、すでに99.5パーセンタイルに設定されているSCRの主要な役割が損なわれる。このような変更は、顧客と保険会社の投資家としての役割に対してコストと結果をもたらすことで、ソルベンシーII制度の負担をさらに増大させ、欧州の保険会社の国際競争力にさらに挑戦することになる。

- ・EIOPAは、報告の簡素化と比例性の強化という独自の目標を達成するために、報告と比例性に関するその提案においてより野心的であるべきである。残念ながら、提案草案は意図した目的を達成するのに程遠いものであり、EIOPAの提案を報告する分野では、業界への負担を軽減するのではなく、増加させるように思われる。

4—Insurance Europe、CFO Forum 及び CRO Forum の意見の具体的な項目毎の概要

ここでは、Insurance Europe、CFO Forum 及び CRO Forum の3者の共同意見の具体的な項目毎の概要について報告する。

1 | LTG 措置及び株式リスク措置

(1)UFR

リスクフリーレート曲線を導出するために使用される補外の方法論又はパラメータに対してEIOPAが提案するいかなる変更も支持しない。また、50年のLLP補外法に基づいて資本配分を制限する権限をNSAsに与えるという提案に強く反対している。リスクフリーレート曲線は、商品設計、商品価格設定、資産負債管理、投資戦略、ヘッジ戦略において中心的な役割を果たすことができる。保険会社は潜在的な市場の動きとそのリスクフリーレートへの影響を考慮に入れることができるが、基礎となる方法論と固定パラメータの変更は非常に重大な問題を引き起こす可能性がある。EIOPAの分析によると、市場流動性は、20年を超えるLLPを正当化するような形では変化しておらず、むしろ15年のLLPを示している。また、EIOPAが提案しているユーロやその他の通貨の補外方法の変更を正当化するに足る十分な証拠もない。さらに、LLPの延長はプロシクリカル効果も有している。業界は、リスクフリーカーブ手法の安定性を求めている。

(2)MA (マッチング調整)

EIOPAの意図された改善を支持している。

(3)VA (ボラティリティ調整)

業界ではVAが広く使用されており、重点的な改善を強く支持している。ただし、これらは、1) 保険会社がリスクフリーレート以上のリターンを得る能力を適切に反映するために、VAの全般的な水準を高めること、2) 人為的なバランスシートのボラティリティを回避すること、に焦点を当てるべきである。

デフォルトの予想コストを反映するという主要な目的から離れ、VAの有効性を低下させ、景気循環を増幅させることから、リスク修正の変更提案を支持しない。また、流動性はソルベンシーIIの第

2の柱及び第3の柱の要件を既に満たしていることを考慮すると、このオプションの導入は過度に保守的であることから、流動性ペナルティの導入を支持していない。

(4)動的 VA

自己資本の動きを適切に反映させるために不可欠かつ機能的なアプローチであることから、内部モデルに残すべきである。このため、ソルベンシー II での会社スプレッドの変動の影響についての不適切な取扱いを解消するため、標準的に拡張する必要がある。

(5)シャドーSCR⁵

超保守的なシャドーSCRに基づいて資本分配を制限する権限を NSAs に与えるという EIOPA の提案は、合意されたソルベンシー II の信頼水準を大幅に超える要件を生み出しており、深くなく流動的でない市場からの信頼できない情報に基づいていることから、断固として拒絶されるべきだ。VA と MA を伴わないソルベンシー・ポジションの公表義務は、会社の実際のソルベンシー・ポジションに関する混乱を避けるために撤廃されるべきである。同様の理由から、UFR が 100bps 低下した場合のソルベンシーのポジションを公表する義務はない。

(6)株式リスク措置

長期商品や関連する株式投資を行う保険会社が直面するリスクの低さを正しく捉え、実体経済への投資に対する障壁を低減するために、新しい長期株式カテゴリが実際に機能することを確実にしていく必要がある。ソルベンシー II における株式リスクについては、近年様々な検討が行われている（例：インフラ株式、非上場株式、長期株式、特定の集合投資の株式）が、これらが意図した目標、すなわち過度に高い資本要件を適用することによって投資の障壁を取り除くという目標を最終的に達成するかどうかについて、明確な分析はなされていない。業界は、現行の移行措置の変更や適用に関する新たな制限を支持していない。

2 | 技術的準備金

(1)最良推計

保険会社が個々の契約のレベルで評価を行うことは「義務」ではなく「権利」であるという EIOPA の明確化、将来の経営行動の定義及び費用に関する明確化を支持する。

しかし、EPIFP (将来保険料からの期待利益) の算定に関連して提案された変更に同意しておらず、又はファンドのサービス提供及び運用から生じる将来の総期待損益の定義を導入することの付加価値を認識していない。

契約の範囲に関しては、新しい要件を導入するという EIOPA の提案に反対している。

(2)リスクマージン

EIOPA の現状維持の決定に失望している。EIOPA は、リスクマージンに関する問題には対応しておらず、その欠陥も修正していない。リスクマージンは、特に長期契約において過度に高く、金利に対する過度の感応度も人為的なボラティリティの原因となっている。これらの問題は、特に長期商品

⁵ シャドーSCR とは、保険会社に、VA、MA、移行措置を用いずに、50年のLLPとUFRの1%削減のストレスをかけた補外パラメータでソルベンシーをテストすることを求めることを意味する。

において問題となる。リスクマージンの大幅な削減を支持する一連の技術的議論があることを強調する。EIOPAはCfA（助言要請）で規定されているように、この分野に一層の努力を払うべきである。

3 | 自己資本

保険業界と銀行業界の違いをEIOPAが認識していること及び階層構造を銀行規制に合わせないようにするために対応するアドバイスを歓迎する。

「ダブルレバレッジ」の概念に関するEIOPAの分析に同意せず、ソルベンシーIIは既に適格自己資本の2重使用と自己資本の内部創設をグループのソルベンシーにおいて排除することを規定していることに留意すべきである。

EPIFPの取扱いを変更しないというEIOPAの勧告案に同意するが、さらなる作業が必要であるということには同意しない。EPIFPは、ゴーイング・コンサーンの原則に関して、経済的現実の反映を可能にするソルベンシーIIの枠組みの重要な部分である。このように、これらは特に長期保証の提供を奨励するために有用な要素である。EIOPAはEPIFPのポジティブな価値を制限すべきネガティブな価値とみなしているようであり、これは保守的なアプローチであり、ゴーイング・コンサーンのソルベンシーIIの原則に反する。EIOPAは、適格性を制限したり階層化を格下げしたりして、EPIFPを弱体化させてはならない。

4 | ソルベンシー資本要件 (SCR)

現在の市場リスクに係る自己資本規制は、保険会社がさらされている実際の経済リスクを適切に反映していない。標準式サブモジュールの較正に関するEIOPAのアドバイスに失望している。

EIOPAの金利リスクの再調整に関する提案は、低金利がどのように進むかについての過度に理論的かつ仮説的な見解に基づいている。また、EIOPAが金利期間構造の補外部分にファクター・ベースのストレスを使用することは、経済的に不正確であり、負債の計算と矛盾する。その提案は過剰な資本要件を作り出す。

マイナス金利は現実だが、EIOPAの方法論が示唆する極端な水準のマイナス金利が正当化される、あるいは可能であるという証拠はない。現在の金利SCRの方法論を変更する際には、将来を想定せずにマイナス金利の現実を反映したフロアを設けるとともに、ビジネスモデルへの影響を考慮する必要がある。同様に、ショックは最終流動性点まで適用することが重要である。

ソルベンシーIIにおける社債の取扱いの誤りを解決するため、動的VAを標準式に拡大することを支持する。欧州全域のデータに基づき、不動産リスクショックを低減し、基礎的なリスクをより良く反映することを支持する。

解約リスクサブモジュールは、高すぎるように設定され、実際には緩和効果を持つ契約を除外するため、改訂が必要である。金利低下リスクとスプレッドリスクの間の相関パラメータも、EIOPAによって提示された証拠を反映するように引き下げるべきである。

リスク軽減に関して、業界は、EIOPAが非比例再保険とベースリスクに関する現行の標準式の欠陥に対処するための潜在的な解決策を提案していないことに失望している。

カウンターパーティデフォルトリスクに関しては、EIOPA自身の分析で最も技術的に正しく負担が少ないとされている政策オプション3を支持している。したがって、EIOPAが誤った政策オプショ

ン2を支持することを選択したことは驚くべきことであり、保険会社にとってより大きな計算負担となる。

5 | 最低資本要件 (MCR)

MCR コリドーの計算を変更しないという EIOPA の提案を歓迎する。

MCR 不遵守のリスクがある場合に介入段階に関する特定の要件を追加するという EIOPA の提案に反対する。NSAs の行動の柔軟性を維持することは、保険契約者の最大の利益となる可能性が高い。

ソルベンシー II 報告の簡素化の一環として、EIOPA は生損保兼営会社の想定 MCR の報告に関するテンプレートを削除すべきである。実際、EIOPA 自身の分析によれば、これは限定的な価値しかなく、NSAs が適切に使用することはできず、また、これを削除することで、保険契約者の利益を損なうことなく負担を軽減できることが示されている。

6 | 報告及び開示

EIOPA が以前の報告協議において報告の負担を軽減する意図を表明したことを歓迎する。いくつかの肯定的な提案がある一方で、全体として EIOPA の提案は全体的な負担を減らすというよりはむしろ増加させる。

(1)QRT (定量的報告テンプレート)

- EIOPA がまれにしか使用されない多くの QRTs の削除を提案していることを歓迎するが、他の QRTs もまた削減可能である。
- グループに属する全ての単独保険会社の免除の条件なしにグループ報告の免除を認める提案を支持する。
- 内部モデル使用者に標準式報告要件を導入する提案は、煩わしく、不必要で、誤解を招く恐れがあることから、同意しない。
- 多数の既存の QRTs に対して提案されている変更は、費用がかかり、監督上のベネフィットによって正当化されないことから同意しない。
- 第4四半期のレポート作成機能を廃止する必要がある。

(2)SFCR (ソルベンシー財務状況報告書)

- 業界は、グループ SFCR の翻訳要件が撤廃されたことを歓迎する。
- 新しい監査要件に対する提案に強く反対する。
- この協議文書全体に広がっている様々な報告・開示提案の追加は支持しない (VA、LTG 措置に関するリスク管理/開示規定、最良推計及び補外)。
- SFCR は、非常に短い単純な保険契約者区分とナラティブのための何らの要件がない公開 QRTs データの単純なデータ抽出のみで構成されるように簡素化すべきである。

(3)RSR (定期監督報告)

- RSR のデフォルトの頻度は3年で調和されるべきであり、グループは単一のグループ RSR を作成するオプションを持つべきである。業界は、この分野における提案が意見書草案に含まれていないことに失望している。

- ・ RSR の構造と内容を改訂する提案が負担を軽減するとは考えておらず、提案された SFRC の削減の一部は RSR に単純に移されると指摘している。

7 | 比例性と臨界値

EIOPA の臨界値に関する提案を支持しており、例えば加盟国が保険料収入の臨界値を 2500 万ユーロまで引き上げるという選択肢を支持している。

ソルベンシー II における比例性の適用を改善するという欧州委員会の野心を歓迎する。保険会社が、その活動の規模、性質及び複雑さに基づいて、最終的に保険契約者が負担しなければならない不必要なコストを回避できることを確保するために、変更が必要である。

EIOPA の比例性改善の努力を支持しているが、その提案は比例性の効果的かつ効率的な適用を確保するには不十分である。比例関係が実際に機能し、全ての会社にとって潜在的なツールとして利用できるようにするためには、次のような追加の変更が必要である。

- ・ この指令は、NSAs が、近似値、簡素化されたアプローチを用いることにより、又は必要に応じて要件を適用しないことにより、会社が比例性の考慮により特定の要件から逸脱することを許容すべき場所を常に検討する義務があることを明確にしなければならない。
- ・ 「ツールボックス」は、事前に定義されたリスクベースの基準を満たしたときに会社が自動的に適用できる、網羅的ではない事前定義の簡略化（代替計算方法及び／又は特定のレポート・テンプレートからの除外）で作成する必要がある。
- ・ EIOPA は、ESAs（欧州監督機構）のレビューによって構築された比例性に関する委員会との関連で、比例性に関する年次報告を公表すべきである。報告書は、加盟国ごとの比例原則の適用を評価し、その有効性と一貫性を改善する方法について提案する（報告の制限と免除の使用に関する EIOPA 報告書と同様）。

さらに、比例性の適用が金メッキにならずに、比例性を誤用して一部の保険会社の負担を増大させてはならないことに留意すべきである。

8 | グループ監督

EIOPA が提案している、グループ監督の分野における変更に関する多数（合計 30 以上）の提案に幅広く反対している。

これらの措置の殆どは、監督実務のコンバージェンスを改善することを目的としている。改善の必要性はあるかもしれないが、これは法律の改正によってではなく、監督ハンドブック、ワークショップ、監督カレッジなどを通してより適切に達成されるべきである。これらのツールはまた、NSA 間、及び EIOPA と NSAs 間の対話を促進し、特定のグループの特異性によって発散的実践が正当化される理由と方法に関する理解を深めるのに役立つ。これにより、NSAs がグループの様々な構造とリスクプロファイルに適応できるようにするために必要な規制の既存の柔軟性が失われることも回避される。いずれの場合も、EIOPA が任意のツールを介して裁定することを選択する場合、一部の提案はグループのソルベンシー・ポジションに重大な影響をもたらすか、他の意図しない結果をもたらす可能性があるため、全ての措置は事前に詳細な影響評価の対象となる必要がある。さらに、グループの自

己資本及びグループのソルベンシーに関して提案された修正案を考慮すると、これらの修正案の潜在的な影響を、単体レベルでの修正案の影響と一緒に検討することが重要である。

特に、保険持株会社及び混合金融持株会社を含む連結最小グループ SCR の範囲が拡大していることが懸念される。EIOPA は最小連結グループ SCR の計算を変更せずに残すことを提案しているため、これはグループ SCR 以前に違反されるリスク（トリガー反転）を増加させ、それによって最小連結グループ SCR の設計の既存の弱点を悪化させることになる。第 2 の方法（D&A）で集計された会社への通貨・集中費用の追加も同様に懸念される。いくつかの慎重なバッファがすでに存在する場合には、慎重さを増すことになると思われるからである。これは、EIOPA が回避しようとしている追加的なリスクの二重計上を容易に引き起こす可能性があり、グループに多大な資本的影響を与える。

また、EPIFP や、技術的準備金や利率に関する移行措置のベネフィットをグループレベルでデフォルトでは利用できないとする提案は、経済実態を反映しておらず、不適切である。これらの措置は、ソルベンシー II のリスク感応度を低下させる一方で、グループのソルベンシー及び SCR に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、NSAs がグループを再構築したり、水平的グループの責任者として指定される会社を選択したりするために提案されている追加権限は、(理論上の) ベネフィットに比べて過度に侵食的であまりにも広範囲に及んでいる。

さらに、特定の問題が報告されておらず、唯一の正当性が純粋に理論的かつ仮説的なものである場合には、定義や追加要件について新たに説明する必要はない。いかなる変更もコストと負担をもたらす可能性があるため、変更はそれが必要であり、コスト／ベネフィットベースで正当化される強力な証拠がある場合にのみ行うべきである。特定の問題が発生した場合には、NSAs と監督カレッジがアドホックベースで解決することができる。

前節で述べたように、比例性を高める措置は、グループ監督の分野においても歓迎される。NSAs は、規制に記載されている詳細な要件からの逸脱につながる場合を含め、グループのリスクに適切な場合には、比例性を許容し、奨励し、要求しなければならない。

9 | サービス提供の自由と設立の自由

サービス提供の自由（FOS）と設立の自由（FOE）を通じて国境を越えて営業する保険会社の監督を強化し、その破綻を防止し、フィット&プロパー要件を適切に評価するという EIOPA の勧告を歓迎する。

特に、双方の義務を強化し、自国の保険会社の国境を越えた活動に関する自国の NCAs（各国管轄当局）の責任を増大させることにより、自国と受入国の NCAs 間の協力を強化する努力は歓迎される。提案された手段は、NCAs 間の協力が十分でない場合（又は失敗した場合）に EIOPA が介入するために必要な手段を与えるものであり、これもまた歓迎される。国内市場でも、FOS／FOE を通じた他の市場でも、加盟国間で管理レベルが同じであることが不可欠である。

10 | マクロプルーデンス政策

保険セクターがもたらすシステムック・リスクが限定的であること、ソルベンシー II によって既に包括的な保護が提供されていることを考慮すると、多額の初期費用及び／又は継続的費用をもたらす

新たな措置を正当化する理由はない。システミック・リスクに対処するための国際的な枠組みが存在し、欧州委員会の CFA がこの枠組みを大きく反映していることを認識している。

したがって、欧州委員会の CFA（強化された ORSA 及び PPP、LRMP、SRMP、プリエンプティブな再建及び破綻処理計画）で具体的に言及された措置のみが検討されるべきであり、導入された場合には、それらの措置は、既存のソルベンシー II の枠組みが特定された重大なシステミック・リスクに対処するには不十分であることが示され、かつ、これらの新たな措置を適用することのベネフィットがコストを上回ることが明確に示される場合にのみ、強い比例性の規定を用いて実施されるべきである。

ソルベンシー II では、上述した全ての理由から、欧州委員会の CFA や全体的枠組みを超える措置を検討することは正当化されないが、それは欧州が他の国・地域と比較して競争上不利な立場に置かれるからである。残念ながら、EIOPA は欧州委員会の CFA や全体的な枠組みを超えた提案を数多く行っており、業界はこれに強く反対している。特に、業界は、システミック・リスクに対して新たな資本サーチャージを適用する監督権限や、SCR が不遵守となる前に新たな介入権限を付与することに強く反対する。

1 1 | 再建及び破綻処理計画

EIOPA のプリエンプティブな再建計画に関する提案に関しては、全体的な枠組みに概ね沿っているように思われるが、リスクベースのアプローチと比例性が不可欠である。ソルベンシー II では、SCR が達成された場合には、既に全ての会社が再建計画を策定することが求められているため、この要件は、EU レベルでの重大なシステミック・リスクの軽減という点で、計画が明確なメリットをもたらす会社のみ適用されることが重要である。したがって、国内市場の市場シェアのカバレッジに基づく再建及び破綻処理計画については、要求すべきではない。

破綻処理措置に関しては、グローバルな包括的枠組みを超える正当性はない。保険業界はまた、破綻の大部分を処理するにはランオフとポートフォリオの移転で十分であることを強調している。したがって、EIOPA によって提案された破綻処理ツールキット内のより抜本的な措置は、慎重に検討されるべきである。

健全な会社の日常業務、特に再建及び破綻処理のための障害の除去と早期介入の権利に監督上の介入は必要ない。そうでなければ、ソルベンシー II は、再建及び破綻処理要件と言う名目の下で、損なわれることになるだろう。

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA によるソルベンシー II の 2020 年レビューに関する CP に対する保険業界団体 Insurance Europe（保険ヨーロッパ）の欧州委員会への提出意見及び、CFO Forum 及び CRO Forum との共同意見について報告した。

こうした意見に対して、EIOPA あるいは欧州委員会がどの程度耳を傾けるのかは不透明だが、いずれにしても、EIOPA は、今回の CP に対する意見等も踏まえて、再検討を行い、6 月 30 日までに欧

州委員会に助言を行う予定⁶となっている。

欧州委員会宛の 2020 年レビューに関する助言内容がどのようなものになるのか、それを踏まえて欧州委員会や保険業界が今後どのように対応していくことになるのか等については、それが今後の IAIS における ICS への議論に影響を与える可能性もある。従って、日本の保険業界関係者にとっても大変関心が高く興味深い事項であることから、これらの動きについて引き続き注視していくこととしたい。

以 上

⁶ このスケジュールについては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、見直されることが想定されている。